

# 提 言 書

「(仮称)札幌市環境プラザの内容について」

平成14年3月

(仮称)札幌市環境プラザ検討会議

# はじめに

札幌市では、環境教育・学習の拠点、市民や市民団体の環境活動の支援拠点、事業者の環境行動や環境ビジネスの支援拠点として、「(仮称)札幌市環境プラザ」を整備することとしています。

その基本的内容につきましては、平成9年2月に、札幌市環境審議会から答申を受けておりますが、開設場所や開設時期、施設規模等が明らかとなったことから、平成12年11月に「(仮称)札幌市環境プラザ検討会議」が設置され、本答申に基づいた具体的な内容について、協議・検討を行ってきました。

この度、協議・検討した結果をとりまとめましたので、ここに「(仮称)札幌市環境プラザの内容について」提言いたします。

本提言が生かされ、「(仮称)札幌市環境プラザ」が、環境に関わる札幌市の拠点施設にふさわしい施設として開設されることを希望いたします。

また、本提言を取りまとめるにおいて、市民の方々から多数のご意見、ご要望をいただきましたことをこの場を借りて御礼申し上げます。

なお、第1章に、(仮称)札幌市環境プラザの整備内容(決定事項)の概要を説明しており、第2章以降に、具体的な提言内容を記載しております。

平成14年3月

(仮称)札幌市環境プラザ検討会議  
座長 吉田文和

# 目 次

	P
<b>第1章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の整備について</b>	1
1 整備場所及び開設予定時期について	1
2 主な施設内容について	1
3 開設内容決定までの予定について	1
<b>第2章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の開設における基本的あり方について</b>	3
1 開設における基本的考え方について	3
(1) 各主体への具体的な役割について	3
(2) 環境プラザと各主体との関わりについて	5
(3) 環境プラザと各主体，及び各主体間のネットワークについて	5
2 施設の機能とその基本的あり方について	6
(1) 環境情報の収集・提供について	6
(2) 環境教育・学習事業の実施について	7
(3) 環境保全活動，交流の支援と推進について	8
(4) 環境保全型技術の学習と普及について	9
<b>第3章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の具体的内容について</b>	12
1 具体的内容の提示における基本的考え方について	12

(1) 審議会答申における事業内容について	12
(2) 具体的内容の提示における基本的考え方について	13
2 具体的な内容について	14
(1) 具体的な事業内容について	14
(2) 具体的な情報内容について	15
(3) 具体的な設備内容について	16
<b>第4章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の運営について</b>	18
1 運営における基本的考え方について	18
(1) 審議会答申における運営形態について	18
(2) 運営形態における基本的考え方について	18
2 運営のための組織について	20
(1) 運営母体となる運営組織の基本的あり方について	20
(2) 事業運営における組織について	20
<b>(資料)</b>	21
提言内容の概要	22
札幌市環境審議会答申内容の概要	27
会議の開催経過	29
「(仮称)札幌市環境プラザ検討会議」委員名簿	30
環境プラザ開設場所位置図	31
複合施設配置図	32
中間提言への意見，要望の募集結果	34

# 第1章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の整備について

## 1 整備場所及び開設予定時期について

札幌市は、「(仮称)札幌市環境プラザ(以下「環境プラザ」という。)」を、札幌市北区北8条西3丁目(札幌駅北口広場前)の再開発事業地区に建設される民間ビル内に開設します。

当ビルの1階から4階には、(仮称)札幌市男女共同参画センター、(仮称)札幌市消費者会館、(仮称)札幌市市民活動サポートセンターの4つの公共施設が入居する予定で、環境プラザは、4つの複合施設の中の1つとして開設されることとなっています。

開設時期は、平成15年秋を予定しています。

## 2 主な施設の内容について

札幌市が開設する環境プラザの主な施設としては、2階に約500㎡の固有スペースを設け、スペース内に環境研修室やスタッフ・ボランティア用スペース、ミーティングルーム、打ち合わせコーナー等を設けることとしております。

また、共用施設として、1階に情報センターを設けるほか、2階には、交流広場や共同相談室、共同研修室等も設置いたします。

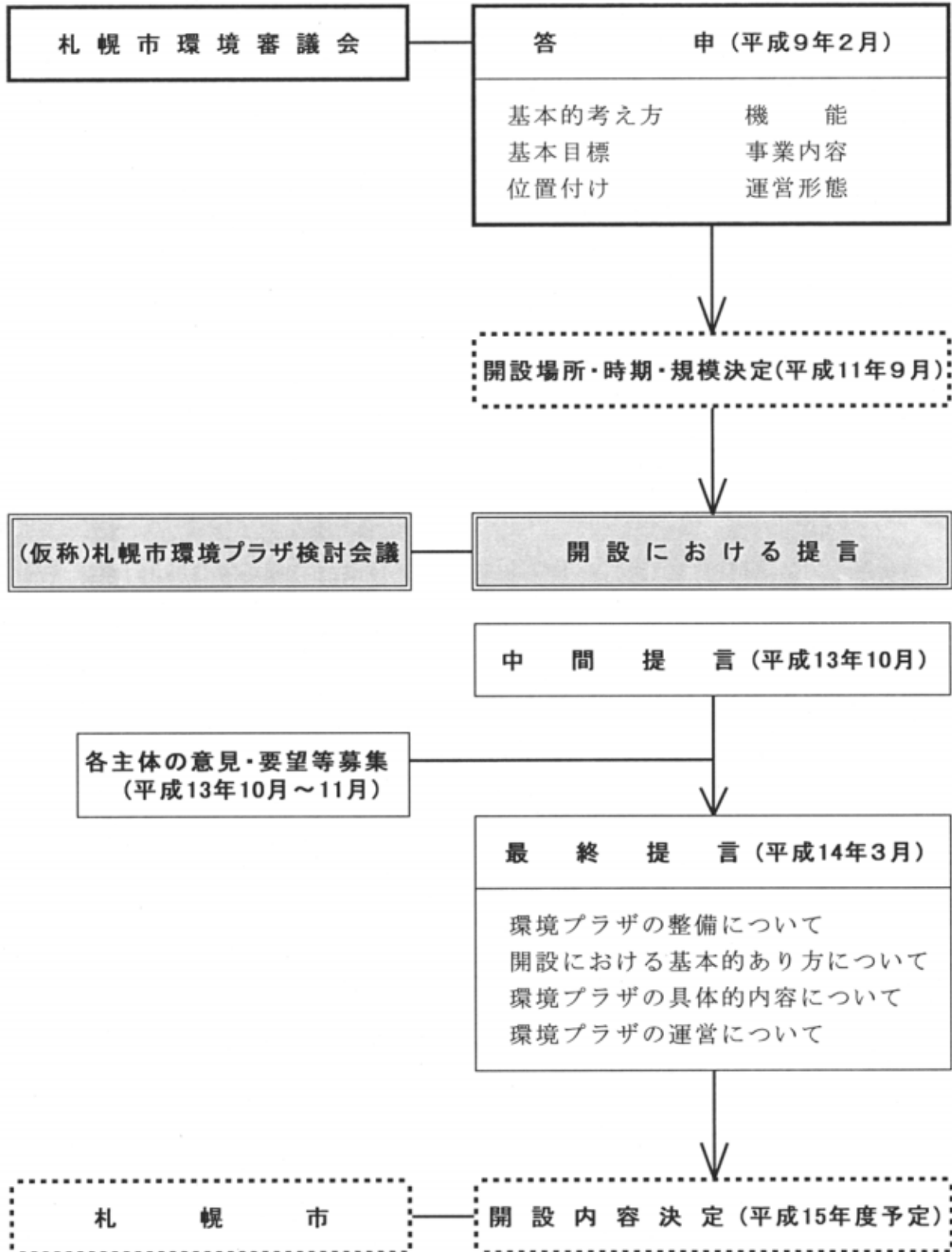
固有スペースの詳細の設備等につきましては、事業内容等を勘案しながら、今後検討することとなっています。

## 3 開設内容決定までの予定について

当検討会議では、これまでに受けている「札幌市環境審議会からの答申(以下「審議会答申」という。)」に基づき、開設に向けた基本的なあり方や具体的な内容について、各主体の意見等を反映させながら、ここに、札幌市に対し、「環境プラザの内容について」提言いたしました。

本提言を参考に、札幌市が最終的に環境プラザの開設時の内容を決定することとなります。(次頁参照)

「環境プラザ」の開設内容決定までの行程(含予定)



## 第2章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の開設における基本的あり方について

### 1 開設における基本的考え方について

「(仮称)札幌市環境プラザ検討会議(以下「環境プラザ検討会議」という)」においては、審議会答申を具現化する上で、開設場所、時期、規模等が明らかとなったことから、これらの開設条件を勘案し、様々な方向から、環境プラザの内容について、協議・検討しました。

環境プラザは、様々な主体に利用してもらうことを考えていることから、『各主体の自主的な活動を支援することを主な役割とし、必要に応じて、それらを喚起する取り組みを行うこと』を環境プラザの基本的考え方として、その具体的な役割等を検討しました。

#### (1) 各主体への具体的な役割について

環境プラザとして、様々な事業の実施や利用形態が考えられますが、各主体に対し、果たすべき役割について検討しました。

具体的には、「児童・生徒・教員」、「市民・市民団体」、「事業者」、「環境関連他施設」のそれぞれの主体に対する役割を検討しました。

##### ア 児童・生徒・教員に対する役割

児童や生徒、教員に対しては、以下の役割が考えられ、それぞれの役割を果たせるよう、事業や運営を考えていく必要があります。

学校の授業における環境教育・活動の支援

学校の教員への環境教育の支援

児童・生徒の自主的な環境学習・活動の支援

P T A 活動における環境学習・活動の支援

##### イ 市民・市民団体に対する役割

市民や市民団体に対しては、利用者を「環境学習の入門者」、「自主的な環境学習者(環境学習のレベルアップ)」、「環境活動者」というように段階的にとらえ、利用者が発展的に活用できるような役割を持つべきです。

##### ウ 事業者に対する役割

事業者に対しては、企業そのものが環境保全に取り組んでいる企業、

取り組む計画の企業への支援，また，エコビジネスに取り組んでいる，これから取り組もうとしている企業の支援が必要であると考えます。

したがって，そのために必要な情報提供や商品・技術のPR等への支援を行っていくことが必要です。

## エ 関連他施設との連携

### 環境関連他施設との連携

環境問題は，様々な問題が関連しており，環境教育・学習においても総合的に行っていく必要があります。市内には，リサイクルプラザや北方自然教育園，下水道科学館等，市有の環境関連施設が各種あります。環境プラザを拠点として，これらの施設との連携を深めることで，各施設の特徴を活かしながら，総合的な環境教育・学習の推進を図れるものと考えます。

また，市有以外の環境関連施設も，市内や市近郊に存在しており，環境プラザの開設場所を勘案すると，これらの関連施設を含めた連携が必要です。

したがって，環境プラザは，近郊を含めた環境関連施設の総合情報センターとしての役割を果たすとともに，関連施設の見学，事業参加等のコーディネーターとしての機能を持つことも必要です。

### 北海道環境サポートセンターとの連携

環境プラザの整備場所の近郊に北海道環境サポートセンターが開設されています。

施設間の連携を進めて，近くに立地することによる相乗効果が見込めるようにしていくことが必要です。

### 複合化他施設との連携

環境プラザは，(仮称)札幌市男女共同参画センター，(仮称)札幌市消費者会館，(仮称)札幌市市民活動サポートセンターとの複合施設として開設されることから，来館者にとって，複合施設全体が利用しやすい施設となるよう，他3施設と十分に連携や協力を図っていくことが必要です。



## **(2) 環境プラザと各主体との関わりについて**

環境プラザでは、利用・事業対象を幅広く考えていることから、市民や市民団体、事業者、児童・生徒等、様々な主体が関わることとなります。

利用形態としては、各環境関連実施事業への参加や展示見学、情報収集、環境相談のための利用、自主的な環境学習のための利用、各環境団体等の主体的な環境活動のための場としての利用、学校教育における環境教育・学習としての活用等の他、環境プラザが実施する事業へのスタッフやボランティアとしての参加等の運営に携わることでの関わりも考えられます。

## **(3) 環境プラザと各主体、及び各主体間のネットワークについて**

審議会答申にも記されているとおり、札幌市の環境保全を進めていくためには、様々な活動を行っている、あるいはこれから始めようとする市民や市民団体、事業者、学校等の各主体をつなげていくことが必要です。

前述したとおり、各主体は、環境プラザと様々な関わりを持つこととなることから、この環境プラザを拠点として、各主体との連携、また、各主体間の連携を推進していくことが重要です。

したがって、これらのネットワークの形成のための施策、特に各主体間のネットワーク形成のための支援策を積極的に講じていくことが必要です。

## 2 施設の機能とその基本的あり方について

「審議会答申」に「施設に求められる基本的機能」として、以下の4つの機能が示されています。

環境情報の収集・提供  
環境教育・学習事業の実施  
環境保全活動，交流の支援と推進  
環境保全型技術の学習と普及

これらの機能を開設条件に照らし合わせ、それぞれの機能の基本的なあり方について、検討しました。

### (1) 環境情報の収集・提供について

#### ア 審議会答申の内容

様々な環境情報を利用しやすい形で提供する情報センター的機能を果たす。そのため、各種情報の収集機能を持つ必要があり、その範囲は、道内、国内だけでなく国際的にも広げる。

#### イ 基本的あり方

##### 地域の環境情報の充実

学校や市民、市民団体の活動には、各校区ごとの自然情報や各地域で活動している環境団体情報等の地域の環境情報が特に重要かつ必要となります。

これらの情報については、各地域で活動している市民団体や環境に積極的に取り組んでいる事業者、及び行政等からできるだけ収集し、情報内容を充実させるとともに、利用者が使いやすい形態で提供する必要があります。

また、環境プラザの開設場所は、JR札幌駅北口広場前であることや環境活動は、市内に限らず近郊を含めた札幌圏で行われていることが多いこと等を考慮し、地域の環境情報の範囲としては、近郊の情報も含めた内容が必要であると考えます。

### 環境に取り組む事業者の支援

市内の事業者の規模はほとんどが中小であり、環境に関わる企業活動のPRの機会や場を持つことが困難な状況です。これらの事業者の環境関連技術・商品や環境への取り組み状況を広く、市民や他事業者に啓発する機会や場を環境プラザが積極的に提供していくことが必要です。

したがって、これらの事業活動情報を環境プラザとしてきちんと収集する機能を持ち、市民や学校、事業者等に分かりやすい形態で提供することが重要です。

また、企業活動においては、法令等により、環境保全への取り組みが求められるようになってきており、これらに関わる情報の提供や相談等の機能を一層充実していく必要があります。

### 環境関連他施設の紹介・連携

市内及び市近郊には、他の環境関連施設が存在しており、各施設の施設内容や事業内容の概要についての情報を環境プラザに集約し、環境プラザを拠点としたこれらの施設とのネットワークを組み、コーディネーターとしての役割を果たしていくことが必要です。

## (2) 環境教育・学習事業の実施について

### ア 審議会答申の内容

各種環境教育・学習事業実施による人材育成，知識の普及，実践行動の提示のほか，児童・生徒にも十分配慮された体験学習等，年齢層や関心度等に応じた体系的，継続的なソフト面の機能整備を図る。

### イ 基本的あり方

#### 児童・生徒対象事業の充実

学校教育において、平成14年度から実施される学校指導要領において、「総合的な学習の時間」が新たに創設され、また、学校週5日制となります。これらの時間を活用した環境教育・学習を一層推進するために、その拠点施設としての役割を担うことが必要です。

したがって、各種教材の貸出・提供等による学校での環境教育の支援を行うほか、環境プラザの施設内に、児童・生徒が楽しく学習できる参加・体験型展示設備の設置、各種プログラムの準備等を行って

くことが必要です。

また、学校の授業としての活用に対応できるよう、学年単位の人数が利用できる施設、プログラムを準備しておく必要もあります。

#### 市民・市民団体対象事業の充実

審議会答申にも示されていますが、年齢層や関心度等に応じた環境教育・学習事業を実施することが重要です。

環境プラザの役割の1つに、環境に関心のない人に関心を持ってもらうことがあります。つまりは、環境学習の入門者に対する事業を実施する必要があります。入門者に対しては、環境問題の概略を総括的に解説し、入門者に合った学習方法の提示や、関連施設を見学するためにその概要や位置等の紹介等の事業を行う必要があります。

また、次の段階として、環境学習のレベルアップが必要となります。つまり、全体の概要を学習した後に、特に関心をもった事項についてさらに自主的に詳しく学習したい人へのプログラムを準備しておくことが必要となります。

これらの学習を終えた人は、実際に活動実践者へ移行します。活動実践者に対しては、環境団体への事業と同様に、場や機会、情報の提供等、これらを支援する事業が必要となります。

このように、各段階に合った、環境教育・学習事業を実施していくことが重要です。

#### 事業者の取り組みの支援事業の充実

事業者の環境への取り組みを支援するため、各企業の取り組みのPRや商品・技術のPR等を積極的に行うため、情報提供システムの活用や展示会の開催、展示スペースの提供等の事業を行うことが必要です。

### (3) 環境保全活動、交流の支援と推進について

#### ア 審議会答申の内容

様々な活動を行っている、あるいはこれから始めようとする各主体に対しての支援を積極的に行うとともに、各活動者間での交流・協力を促進するためのネットワークの構築を推進する。

## イ 基本的あり方

各主体間をつなぐ機能の充実

各主体間の中には、環境団体と学校、事業者と学校等、交流があまり見られないものもあります。環境保全を進めるためには、それぞれの主体だけが独自に行動すれば済むものではなく、各主体間がそれぞれの役割を果たしつつ、他の取り組みを理解するとともに、協力して環境保全を進めていかなければなりません。

環境プラザは、環境活動の拠点として、環境をキーワードに、各主体間をつなぐ役割を果たす必要があります。

したがって、学校へ校区で活動している環境団体を紹介する等の各主体の交流の機会・場の設置等、各主体をつなぐ機能を充実させる必要があります。

事業者の環境ビジネスへの取り組みの支援

事業者が、環境ビジネス、特に技術・商品等の開発に取り組むには、大学や試験研究機関等との連携が必要です。

したがって、環境プラザは、これらの企業と大学や試験研究機関、関連企業等とをつなぐ役割を果たす機能を持つことが必要です。

## (4) 環境保全型技術の学習と普及について

### ア 審議会答申の内容

拠点施設には、太陽エネルギーや雨水利用等の環境保全型技術を導入し、その習得・普及を図ること、また、寒冷地特有の問題への対応技術の習得・普及を図る機能を持たせることが重要である。

さらに、「環境教育園」を併設し、環境保全技術普及の場にすることも考えたい。

## イ 基本的あり方

施設に導入される環境保全型技術の普及促進

環境プラザには、太陽光発電、雨水利用システム、再生床材の使用等の環境保全型技術が導入される予定です。これらの技術の普及を進めるため、導入技術を積極的にPRすることが必要です。

### 寒冷地特有の環境保全型技術等の普及促進

札幌市は、積雪寒冷地に位置しており、冬の暖房用エネルギーの大量使用等の特有の問題を抱えています。

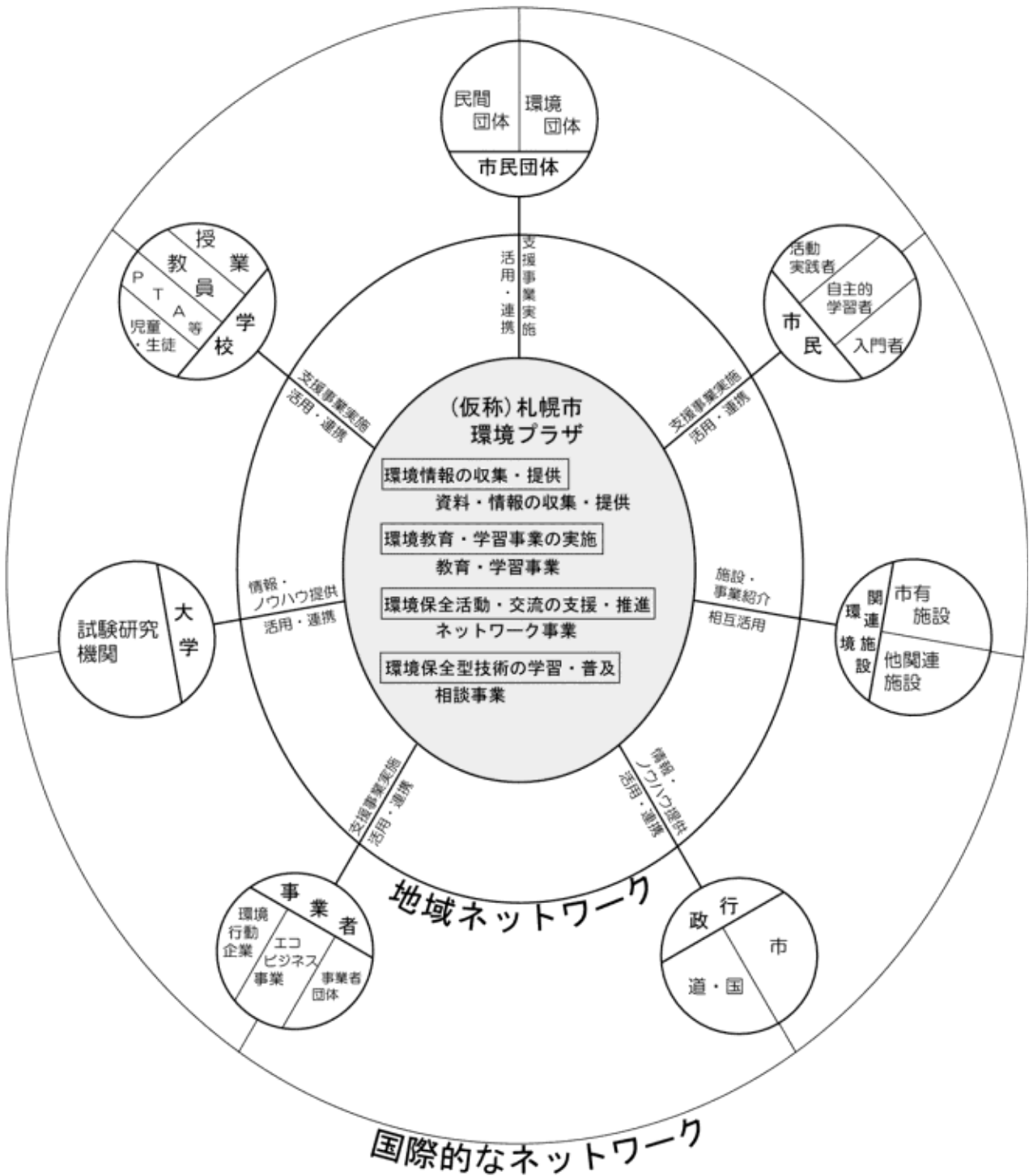
これらに対応する省エネ型暖房機等の商品を広く市民や事業者に普及させるため、環境プラザでもその展示紹介等の役割を担うことが重要です。また、技術・商品の普及のみならず、省エネ型ライフスタイルの普及を図ることも必要です。

### 環境教育園機能の取り扱いについて

環境プラザの開設場所は、都心地区となることから環境教育園設備を併設することは不可能となりました。

したがって、この機能を補完するため、市内、あるいは近郊に位置する自然教育関連施設と連携を深め、環境プラザの事業をこれらの施設で実施したり、これらの施設での事業を積極的に紹介すること等により、その機能が損なわれることがないようにしていくことが必要です。

# 環境プラザの機能とその基本的あり方



# 第3章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の具体的内容について

## 1 具体的な内容の提示における基本的考え方について

### (1) 審議会答申における事業内容について

#### ア 資料・情報の収集・提供事業

環境に関わる文献・図書・資料や情報を体系的、継続的に収集し、利用者が容易に自由に利用できる形態での提供システムの整備・充実を図る。また、情報を基にした連携の強化を図る。

#### イ ネットワーク事業

環境保全を推進するためにはネットワークの構築が不可欠であり、行政機関どうしの横の連携や拠点と民間団体、事業者、学校との縦の連携により総合的な構築を図っていく。

関連機関や施設を連携させるためのネットワークの構築

民間団体の活動を推進するためのネットワークの構築

国際的交流

#### ウ 教育・学習事業

体験学習

児童・生徒へは、体験を通じた動機付けや育成を図るための体験学習，一般市民へも実践行動や技術の体験学習等，参加・体験型の場・機会を提供する。

市民行事・研修

講演会，研修会等の実施の他，人材の育成や派遣・紹介を行う。

教材等の製作・提供

児童・生徒用の教材の作成，配布，貸出や各事業主体に応じたプログラムやテキスト等の企画・開発，提供を行う。

民間団体，個人の実践活動の紹介

民間団体や個人の活動，事業者の技術・商品の開発，学校での自主的活動を紹介する場・機会を提供し，普及・交流を促進する。

環境負荷モニタリング

環境負荷を診断し，改善の方向，具体的指針・方策等を助言する。



## エ 相談事業

環境保全への取り組みの動機付け，情報やノウハウの提供を含む各種相談や活動・運営に関わるカウンセリング業務を行う。

## (2) 具体的内容の提示における基本的考え方について

環境プラザの事業内容等の具体的な内容について，機能とその基本的あり方に基づき，審議会答申に示されている事業内容を勘案しながら，以下の考え方を基本として，検討を行いました。

### ア ニーズに対応した事業の実施

環境プラザでは，基本的にニーズに対応した事業を行うことが重要であると考えます。

また，提示する事業等を開設当初から全て実施することは不可能ですので，事業実施計画等の将来的な計画の中で反映していつてもらえばいいとも考えています。なお，必要な事業は将来的に変化することが予想できますので，運営の項で示す「(仮称)札幌市環境プラザ事業運営委員会」等で，その内容を毎年度十分検討することが必要です。

### イ 各主体の自主的な事業の支援の実施

環境プラザの機能として，各主体の活動の支援があります。したがって，環境プラザとして実施する事業の他に，各主体の自主的な事業について，その事業情報の提供，教材・資料や場等の提供・貸出等により，これらの活動を支援する役割を果たしていく必要があります。

### ウ 児童・生徒(学校)に対する事業の充実

次世代を担う児童・生徒への環境教育・学習は非常に重要であると考えます。

環境プラザでは，施設内で，児童・生徒が楽しく環境学習ができるように，参加・体験型展示設備を充実すべきであり，また，その更新のため，5年程度ごとに定期的に予算を確保することが必要です。さらに，環境教育・学習プログラムや教材等の充実を図るとともに，市内の学校が学年単位で利用できるように，施設の対応をしておくことが必要です。また，学校や教員等への支援事業の充実も図ることが必要です。

## エ 事業者に対する事業の充実

市内の事業者の規模はほとんど中小規模であり，各種環境活動や環境ビジネスへの取り組みを積極的に支援していくことが必要であり，これらの支援事業の充実を図ることが必要です。

## 2 具体的な内容について

審議会答申に示されている事業内容に基づき，現在，環境保全を進める上で必要と思われる具体的な事業内容等について，検討会議で提示された内容は，以下のとおりです。

### (1) 具体的な事業内容について

#### ア 資料・情報の収集・提供事業

地球規模，国内，道内，市内の環境情報の提供  
各校区等地域における自然情報，環境団体情報の収集・提供  
札幌市の環境政策の紹介  
施設独自のホームページの制作・内容更新  
環境団体関連情報収集，ホームページ等での紹介  
E - メール登録制度及びメールマガジンの配信  
環境報告書の収集・紹介  
情報誌の発行  
意見箱の設置

#### イ ネットワーク事業

各主体間の縦横ネットワークの形成  
環境関連施設・機関の概要，位置，実施事業，取り組み等紹介  
環境関連産業に関わる施設，機関の概要，事業等紹介  
国際的取り組み，国際協力紹介

#### ウ 教育・学習事業

児童・生徒対象事業の実施  
自然観察会，リサイクル工作教室，環境実験教室，子供環境会議，  
環境マップの作成，環境関連作品の募集・展示等

参加体験型展示等による解説  
教材の作成・配布，測定機器の貸出・提供  
活動のための場・機会の提供  
人材の派遣・紹介  
学校教員との勉強会の実施  
大学，小・中・高校との協力による環境教育・学習プログラムの研究・開発  
市民対象事業の実施  
環境講座，環境関連講演会，環境研修会，人材育成研修会，施設見学会，環境活動発表会，シンポジウム等  
環境学習方法の提示  
各種常設展示，展示会の実施  
環境関連技術・商品紹介，個人・団体・学校等の自主的取組紹介  
事業者対象事業の実施  
研修会，講演会，セミナー，人材育成研修会等  
環境関連技術・商品等の研究成果の市民モニターの実施  
環境関連技術・商品等のPR，取次ぎ  
各種環境負荷の診断・助言（環境負荷モニタリング）

## エ 相談事業

札幌の環境や環境問題を総括的，あるいは系統別に解説  
各種環境活動等に関わる対応，相談，助言  
見学コース，学習方法等の設定，紹介，提示  
専門家による環境相談  
相談員の育成・確保

## (2) 具体的な情報内容について

ア 児童・生徒，学校関係者への提供情報内容  
児童・生徒が参加できる事業情報  
地球規模，国内，道内，市内の環境情報の提供  
各校区等地域における自然情報，環境団体情報の収集・提供  
各地域で活動している環境NGO情報  
市内各地域の環境情報  
人材，教材，資料，図書情報  
札幌市の環境政策

環境関連施設情報  
環境関連リンク集  
環境関連技術・商品情報  
学校独自の取り組み紹介情報

イ 市民，市民団体への提供情報内容

環境関連事業情報  
地球規模，国内，道内，市内の環境情報の提供  
環境N G O情報  
人材，教材，資料，図書情報  
札幌市の環境政策  
環境関連施設情報  
環境関連リンク集  
環境関連技術・商品情報

ウ 事業者への提供情報内容

環境関連事業情報  
地球規模，国内，道内，市内の環境情報の提供  
環境N G O情報  
人材，教材，資料，図書情報  
札幌市の環境政策  
環境関連施設情報  
環境関連リンク集  
環境関連技術・商品・企業情報  
大学，試験研究機関関連情報  
環境関連法令・規則情報

**(3) 具体的な設備内容について**

ア 情報関連設備

環境情報表示モニター  
情報提供機器  
施設独自のホームページ  
資料，図書，ビデオ等陳列・閲覧・貸出用設備

イ 展示関連設備等

児童・生徒用参加・体験型展示

環境保全型技術・商品展示用設備

関連施設紹介盤

札幌の環境紹介盤

施設に採用した環境保全型技術紹介盤

ウ 交流・相談関連設備

受付窓口(カウンター)

交流用広場

エ その他設備

スタッフ・ボランティア用スペース

ミーティングルーム

研修室

## 第4章 「(仮称)札幌市環境プラザ」の運営について

### 1 運営における基本的考え方について

#### (1) 審議会答申における運営形態について

施設の運営に当たっては、各主体による運営委員会等の組織を設立することや市民の支援組織を整備することが望ましい。

また、施設のスタッフは、コーディネーターとしての専門性を有する者であることを重視し、これを育成する体制が必要である。

なお、運営形態については、計画が具現化される時点で慎重に検討する必要がある。

#### (2) 運営形態における基本的考え方について

##### ア 運営体制について

環境プラザは、市の公の施設として設置されることから、施設自体の管理・運営については、市がその責任を果たせるような体制で行うことが必要です。

また、各主体との連携なくしては、施設の機能を十分発揮することが不可能であると思われることから、事業運営については、市民や市民団体、事業者、学校等の様々な主体が多く関われるような体制で行うことが必要です。

##### イ 施設のスタッフについて

環境プラザは、環境に関わる様々な相談や学習活動の提示、コーディネート等を行う必要があることから、そのスタッフには、これらに対応できる、ある程度の専門性を有することが求められます。

また、スタッフには、環境保全活動の展開の推進を積極的に進めていくことが求められることから、意欲と熱意のある人がスタッフとなるべきであると考えます。

#### ウ 開館日・開館時間について

環境プラザの開館日及びその開館時間は，利用者のニーズに対応して設定することが重要です。

利用者の立場から，土曜日，日曜日の開館は必要であり，市民一般が利用する施設についてはある程度の夜間の開館も必要です。ただし，施設を開館することは，様々な管理体制や経費計上も必要となることから，これらを十分に考慮し，利用の想定を慎重に行うとともに，複合化他施設の状況を見ながら設定することが必要です。

#### エ 運営等の情報公開について

環境プラザは，多くの市民等に利用されるように，より開かれた施設とするべきであり，また，その運営は，多くの市民等のボランティア等の支援に支えられる部分が不可欠と考えられます。

したがって，その運営等の情報は原則として公開していくことが必要です。

## 2 運営のための組織について

### (1) 運営母体となる運営組織の基本的あり方について

環境プラザの運営母体となる運営組織は、次のような組織が好ましいと考えられます。

市民ニーズ等の変化に沿って、柔軟に対応できる組織形態であること。  
各主体の自主的な支援を受け入れやすい組織形態であること。  
責任の所在や権限の明確化がなされた組織であること。

### (2) 事業運営における組織について

#### ア 事業運営委員会等の組織の設置

環境プラザで実施する事業の方針決定や支援、評価等を行うため、各主体により構成する「(仮称)札幌市環境プラザ事業運営委員会」を設置すべきです。

この委員会は、ボランティア等による支援組織に対しても、その管理や助言も行える組織にすべきであると考えます。

また、固定的な観念での事業実施を避けるため、より多くの市民等が事業運営に参加できるようにするため、委員会の委員は、定期的に見直しを行うべきと考えます。

#### イ ボランティアスタッフ等の支援組織の設置

環境プラザの事業がより効果的に実施されるためには、ボランティア等の支援スタッフが必要であり、また、事業が安定的に実施できるよう、これらの支援スタッフは、必要によっては組織化しておくことも必要です。

この支援組織は、環境プラザで実施される事業を積極的に支援するほか、支援組織自ら企画・実施する自主企画事業の運営も行えるようにしておくべきです。

そのため、この支援組織は、市民や市民団体、事業者、学校関係者等の各分野の強い協力を得て、様々な事業に対応できるようにしておくことが必要です。